

<支援金の呼びかけ>

熊本大地震で 被災した仲間を 支援しよう！

2016年4月14日(木)の熊本地方を震源とした震度7の地震に続き、さらに16日(土)には震度7の地震が発生しました。その後も余震が相次いで発生し、被害が広がっています。この「平成28年熊本地震」によって被災を受けられた被災者及び団体を支援するための支援金を受け付けます。皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

支援金は下記口座で受付中です

支援金振込口座 ※みずほ銀行内(本・支店間)の振込は手数料免除となります

みずほ銀行 江戸川橋支店 普通預金 口座番号：1511276
名義：(一財)全日本ろうあ連盟 災害救援中央本部代表 石野富志三郎
(イッパンザイダンハウジン ゼンニホンロウアレンメイ
サイガイキュウエンチュウオウホンブダイヒョウ イシノフジサブロウ)

支援金に関する連絡先

一般財団法人全日本ろうあ連盟 本部事務所
聴覚障害者災害救援中央本部事務局
〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445 Email:saigai@jfd.or.jp

この支援金は、平成28年熊本地震で被害を受けた聴覚障害児・者、手話通訳者等を対象とする救援活動、対策本部・地域本部等支援活動のために使用します。

平成 28 年熊本地震支援金規程

(目 的)

第 1 条 平成 28 年熊本地震で被害を受けた聴覚障害児・者、手話通訳者等を対象に、救援活動を行うことを目的とする。

(支援金の運用)

第 2 条 平成 28 年熊本地震支援金（以下、支援金と称す）の運用については、聴覚障害者災害救援対策本部（以下、対策本部と称す）が行う。

2. 支援金の使途は、対策本部救援活動全般とする。

(支援金の財源)

第 3 条 全国のろうあ団体を中心に聴覚障害児・者、手話関係者、一般市民等、幅広く支援金を募って運営する。

(適 用)

第 4 条 対策本部が適当と認めた①対策本部救援活動、②支援関係団体との連絡・調整等、③地域本部等の支援活動、④被災者救済に支出する。

2. 資金の管理及び会計業務は対策本部にて行う。

(会計期間)

第 5 条 2016 年 4 月 18 日から平成 28 年熊本地震支援活動が終了するまで。

(会計報告)

第 6 条 日本聴力障害新聞及び連盟ホームページで行う。

(支援金の受付)

第 7 条

①銀行：みずほ銀行 江戸川橋支店

普通預金 口座番号：1 5 1 1 2 7 6

名義：(一財)全日本ろうあ連盟

災害救援中央本部代表 石野富志三郎